

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本事業にかかる契約の締結は、令和4年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和4年1月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等人材マッチング及び定着促進事業委託（概算契約）

(2) 事業目的

人材不足が深刻な建設業を始めとした世田谷区内（以下「区内」という。）中小企業等について、採用・定着促進を実施する。さらに、若年者及び就職氷河期世代の就職支援として、求職者に世田谷区内中小企業等の魅力を発信し、体験実習や現場見学等を通して企業理解を深めさせ、区内中小企業等とのマッチングを図る。

(3) 業務内容

① 建設業を始めとした世田谷区内中小企業等採用・定着促進事業（企業支援）

ア 採用促進

参加企業等全社を対象に、企業等の求人活動、採用支援等に精通した専門相談員を配置するとともに、以下のとおり支援を行い、採用に悩みを抱える区内企業等の相談に対応すること。

- i 採用促進コンサルティング
- ii 経営者・管理者向け多様な働き方への理解促進のための研修及びコンサルティング

イ 定着促進

若手社員及び管理社員の定着率を向上させるための支援を希望する区内中小企業等に対し、以下のとおり社員向け研修や企業向けコンサルティング等を行い、若手社員及び管理社員の基礎的能力向上や社内環境の整備を支援する。

- i 若手社員向け研修
- ii 指導担当社員向け研修
- iii 職場定着のためのコンサルティング

② 若年者・就職氷河期世代・IT研修受講者の就職支援事業（求職者支援）

以下のア～カ等の支援により、就労を希望する若年者、就職氷河期世代及びIT研修受講者を就職に結びつける。

- ア 就職活動トレーニング研修・セミナー
- イ 区内中小企業等魅力発見研修
- ウ 現場見学、体験実習
- エ 合同就職説明会・面接会
- オ インターンシップ

カ キャリアカウンセリング（就労希望者の就職決定までの各種調整や手続きを含む）

③ 区内中小企業等の魅力発信事業

(4) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（予定）

※令和5年度及び令和6年度についても、引き続き同じ事業者と随意契約する予定がある。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

2 参加資格要件

次の（1）から（7）までの要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 職業安定法第30条に定める厚生労働大臣の認可を受けた有料職業紹介事業者であること。
- (6) 平成28年度以降、地方自治体から同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。
- (7) プライバシーマーク、もしくはISMS認証を取得していること。

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では参加表明時点で提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
- (2) 同種・類似業務の実績
- (3) 実施方針
- (4) 建設業を始めとした世田谷区内中小企業等採用・定着促進事業（企業支援）について
- (5) 若年者・就職氷河期世代・IT研修受講者の就職支援事業（求職者支援）について
- (6) 区内中小企業等の魅力発信事業について
- (7) 見積書

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課 担当 長嶋、井上

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7

TEL：03-3411-6662

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/jigyosha/001/d00183754.html>

E-mail：SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和4年1月19日（水）～令和4年2月2日（水）正午

(土日・祝日を除く、8時30分～17時まで。)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和4年2月2日(水)正午

場 所：上記(1)に同じ

方 法：上記(1)の窓口への持参に限る。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和4年3月9日(水)正午

場 所：上記(1)に同じ

方 法：上記(1)の窓口への持参に限る。

6 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (9) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (10) 詳細は説明書による。
- (11) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。
- (12) 本事業にかかる契約の締結は、令和4年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。